

# 定 款

東芝テック株式会社

## 第1章 総 則

- (商号)  
第1条 当会社は、東芝テック株式会社と称し、英文ではTOSHIBA TEC CORPORATIONと表示する。
- (目的)  
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。  
1. 電気機械器具の製造及び販売  
2. 事務用機械器具の製造及び販売  
3. 計量器、医療機械器具、ガス器具、冷凍冷蔵機器、自動販売機、浄水器、包装機器、空調機器、ゴミ処理機、その他機械器具の製造及び販売  
4. 化学工業品の製造及び販売  
5. 前各号の商品に関連する賃貸、中古品の売買、交換、部品の製造及び販売並びに輸出入  
6. 電子計算機のソフトウェアの開発、設計、製作、販売及び賃貸  
7. 情報処理・提供サービス業  
8. 建築工事、管工事、電気工事及び電気通信工事の企画、設計、監理並びに請負  
9. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理業  
10. 金融業、労働者派遣業、貨物利用運送業  
11. 前各号に関連又は附帯する一切の事業
- (本店の所在地)  
第3条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。
- (機関)  
第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。  
1. 取締役会  
2. 監査役  
3. 監査役会  
4. 会計監査人
- (公告方法)  
第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

- (発行可能株式総数)  
第6条 当会社の発行可能株式総数は、2億株とする。
- (単元株式数)  
第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。
- (単元未満株式についての権利)  
第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。  
1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利  
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利  
4. 次条に定める請求をする権利
- (単元未満株式の買増し)  
第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。
- (株式取扱規則)  
第10条 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
- (株主名簿管理人)  
第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。  
株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  
当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

## 第3章 株 主 総 会

- (招集)  
第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。
- (定時株主総会の基準日)  
第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
- (招集権者及び議長)  
第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。  
取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。  
当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。  
株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。  
取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。  
取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名、その他の役付取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。  
取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  
取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条の2 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該提案について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したとき(監査役が当該提案について異議を述べたときを除く)は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(相談役)

第24条 取締役会は、その決議によって相談役を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第25条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。  
当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第26条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第27条 監査役は、株主総会において選任する。  
監査役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  
任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  
監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第32条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 附 則

- 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
- 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。
- 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上

(2022年6月27日 変更)